【アメリカ】同性婚をめぐる各州の動向

海外立法情報課 井樋 三枝子

*2013年6月、連邦最高裁は、連邦婚姻防衛法第3条が、合衆国憲法違反と判断した。しかし、 州法上の同性婚禁止については、直接に判断しなかったため、各州で、同性婚合法化へ向け た個別の動きが活発化している。

1 連邦婚姻防衛法違憲判決

2013年6月26日、連邦法における婚姻及び配偶者を男女間のものに限定して定義した婚姻防衛法(Defense of Marriage Act of 1996, DOMA)第3条が、合衆国憲法第5修正から導かれる法の下の平等に反し違憲であると、連邦最高裁が判断したことから、連邦法上は、同性の配偶者が法的に認められるようになった。しかし、同日、同裁判所は、婚姻を男女間に限定しているカリフォルニア州憲法の規定については、実質的な憲法判断を行わず、訴えを却下したため、各州における同性婚を禁止する州憲法又は州法の規定が合衆国憲法違反であるか否についての具体的な判断が回避される結果となった。ただし、カリフォルニア州については、連邦最高裁の訴えの却下により、連邦地裁の違憲判決が確定する結果となったため、同性婚が禁止される理由が消滅し、同州の自治体は同性カップルに対する婚姻証明書の発給を開始した。

2 同性婚禁止規定をめぐる各州の動向

連邦最高裁により DOMA は違憲とされたが、同性婚を禁止する州の憲法及び法律について、明確な判断がなされていないことから、同性婚合法化推進派は、同性婚禁止規定を有する各州において、従前から連邦裁判所へ提起していた違憲訴訟を継続するとともに、新たに訴訟を提起し続けている。また、2014 年秋に各州で実施される州民投票で同性婚禁止規定についての民意を問うため、発議に必要な署名の収集も、アリゾナ州、ミシガン州、オハイオ州、オレゴン州等で、積極的に進められている。

2014年3月24日現在、連邦地裁は、ミシガン州、オハイオ州(ただし、限定的。)、オクラホマ州、テネシー州、テキサス州、ユタ州及びバージニア州の同性婚を禁止する州憲法又は法律についての訴訟で、合衆国憲法違反との判決を下している。

このような同性婚禁止規定を有する各州の政府は、具体的に違憲訴訟が提起されているか否かを問わず、①DOMA 違憲判決を踏まえ、当該規定の合憲性については、以後争わない方針を発表する州(イリノイ州、ネバダ州、オレゴン州、ペンシルバニア州)と、②連邦地裁の違憲判決に対し上訴する州(ミシガン州、オクラホマ州、テネシー州、テキサス州、ユタ州及びバージニア州)とに分かれている。

現在、実質的に同性婚が合法化されているのは 17 州(ワシントン DC を含む)であるが、全州における同性婚に関する州法の状況を、以下の「表:婚姻を異性間に限定する規定の有無(2014 年 3 月 24 日現在)」で示す。

表:婚姻を異性間に限定する規定の有無(2014年3月24日現在)

婚姻を異性間に限定する規定:有〇、無×。網掛けは同性婚合法化の州(連邦、ワシントン DC を含む)。

	憲法	法律
連邦	同性婚合法化	○ (ただし、2013 年 6 月、連邦最高裁が違憲判決
		(US v Windsor)。)
ワシントン DC	同性婚合法化	同性婚法成立(2010年法律 L18-0110号)
アラバマ	0	0
アラスカ	0	0
アリゾナ	0	0
アーカンソー	0	0
カリフォルニア	○(2013年6月、同性婚を禁	×
	じる州憲法修正条項*は合衆	
	国憲法第 14 修正に反し、違憲	
	であるとの連邦地裁判決が確	
	定(Hollingsworth v Perry)。)	
コロラド	0	0
コネチカット	同性婚合法化	○(ただし、2008 年州最高裁が違憲判決(Kerrigan
		v. Commissioner of Public Health),
デラウェア	同性婚合法化	同性婚法成立(州法 79 巻第 19 号 (2013))
フロリダ	0	0
ジョージア	0	0
ハワイ	△ (州憲法第2修正**)	同性婚法成立(2013年法律第1号)
アイダホ	0	0
イリノイ	×	○(ただし、州司法長官は、今後州政府が当事者の
		訴訟では規定の合憲性を主張しないことを表明。)
インディアナ	X	0
アイオワ	同性婚合法化	○ (ただし、2009 年州最高裁が違憲判決 (Varnum v.
		Brien),)
カンザス	0	0
ケンタッキー	0	0
ルイジアナ	0	0
メイン	同性婚合法化	2012年11月州民投票により同性婚合法化。
メリーランド	同性婚合法化	○ (ただし、2012年11月州民投票により同性婚合
		法化。)
マサチューセッツ	2004 年州最高裁判決により同	×
	性 婚 合 法 化 (Goodridge v.	
	Department of Public Health) o	

~ > .42 \ .		
ミシガン	○(連邦地裁で違憲判決。州	O
	政府が上訴。ただし、同性カ	
	ップルへの婚姻証明書発給は	
	可能***。)	
ミネソタ	同性婚合法化	同性婚法成立(2013年法律第74号)
ミシシッピ	0	0
ミズーリ	0	0
モンタナ	0	0
ネブラスカ	0	×
ネバダ	○(ただし、州司法長官は、	×
	今後州政府が当事者の訴訟で	
	は規定の合憲性を主張しない	
	ことを表明。)	
ニューハンプシャー	同性婚合法化	同性婚法成立(2009年法律第59号)
ニュージャージー	×	2012年2月、同性婚法案(S1(2012)) 両院可決、知
		事拒否権行使により廃案。2013年9月、州第一審
		裁判所が同性婚を認める判決。州政府は上訴した
		が、同年10月に訴えを取り下げた。
ニューメキシコ	X	2013 年 12 月、州最高裁判決により同性婚合法化
	_	(Griego v. Oliver)
ニューヨーク	同性婚合法化	同性婚法成立(2011年法律第95号)
ノースカロライナ	0	0
/ /////////////////////////////////////		
ノースダコタ	0	0
·	0	○ ○ (ただし、2013 年 12 月、連邦地裁は州の死亡証
ノースダコタ		
ノースダコタ		○ (ただし、2013年12月、連邦地裁は州の死亡証
ノースダコタ		○(ただし、2013 年 12 月、連邦地裁は州の死亡証 明においては他州で適法に認められた同性配偶者
ノースダコタ オハイオ	0	○ (ただし、2013年12月、連邦地裁は州の死亡証明においては他州で適法に認められた同性配偶者を配偶者と記載するよう判決を下した。)
ノースダコタ オハイオ	○ (連邦地裁で違憲判決、州	○ (ただし、2013年12月、連邦地裁は州の死亡証明においては他州で適法に認められた同性配偶者を配偶者と記載するよう判決を下した。)
ノースダコタ オハイオ	○ (連邦地裁で違憲判決、州 政府による上訴中。婚姻証明	○ (ただし、2013年12月、連邦地裁は州の死亡証明においては他州で適法に認められた同性配偶者を配偶者と記載するよう判決を下した。)
ノースダコタ オハイオ オクラホマ	○ (連邦地裁で違憲判決、州 政府による上訴中。婚姻証明 書発給は差止め中。)	○ (ただし、2013 年 12 月、連邦地裁は州の死亡証明においては他州で適法に認められた同性配偶者を配偶者と記載するよう判決を下した。) ○ (同左)
ノースダコタ オハイオ オクラホマ	○ (連邦地裁で違憲判決、州 政府による上訴中。婚姻証明 書発給は差止め中。)○ (ただし、州司法長官は、	○ (ただし、2013 年 12 月、連邦地裁は州の死亡証明においては他州で適法に認められた同性配偶者を配偶者と記載するよう判決を下した。) ○ (同左)
ノースダコタ オハイオ オクラホマ	○ (連邦地裁で違憲判決、州政府による上訴中。婚姻証明書発給は差止め中。)○ (ただし、州司法長官は、今後州政府が当事者の訴訟で	○ (ただし、2013 年 12 月、連邦地裁は州の死亡証明においては他州で適法に認められた同性配偶者を配偶者と記載するよう判決を下した。) ○ (同左)
ノースダコタ オハイオ オクラホマ	○ (連邦地裁で違憲判決、州政府による上訴中。婚姻証明書発給は差止め中。)○ (ただし、州司法長官は、今後州政府が当事者の訴訟では規定の合憲性を主張しない	○ (ただし、2013 年 12 月、連邦地裁は州の死亡証明においては他州で適法に認められた同性配偶者を配偶者と記載するよう判決を下した。) ○ (同左)
ノースダコタ オハイオ オクラホマ オレゴン	○ (連邦地裁で違憲判決、州政府による上訴中。婚姻証明書発給は差止め中。)○ (ただし、州司法長官は、今後州政府が当事者の訴訟では規定の合憲性を主張しないことを表明。)	○ (ただし、2013 年 12 月、連邦地裁は州の死亡証明においては他州で適法に認められた同性配偶者を配偶者と記載するよう判決を下した。) ○ (同左)
ノースダコタ オハイオ オクラホマ オレゴン	○ (連邦地裁で違憲判決、州政府による上訴中。婚姻証明書発給は差止め中。)○ (ただし、州司法長官は、今後州政府が当事者の訴訟では規定の合憲性を主張しないことを表明。)	○ (ただし、2013 年 12 月、連邦地裁は州の死亡証明においては他州で適法に認められた同性配偶者を配偶者と記載するよう判決を下した。) ○ (同左) × ○ (ただし、州司法長官は、今後州政府が当事者の

サウスダコタ	0	0
テネシー	○(連邦地裁で違憲判決。州	〇 (同左)
	政府による上訴中。婚姻証明	
	書発給は差止め中。)	
テキサス	○(連邦地裁で違憲判決、州	〇 (同左)
	政府による上訴中。婚姻証明	
	書発給は差止め中。)	
ユタ	○(連邦地裁で違憲判決、州	〇 (同左)
	政府による上訴中。婚姻証明	
	書発給は差止め中。)	
バーモント	同性婚合法化	同性婚法成立(2009年法案 S115 に対し、知事が拒
		否権を行使したが、2009年4月に議会が再可決し
		成立。)
バージニア	○(連邦地裁で違憲判決、州	〇 (同左)
	政府による上訴中。婚姻証明	
	書発給は差止め中。)	
ワシントン	同性婚合法化	同性婚法成立 (2012 年公法第 3 号)、同法を承認す
		るか否かにつき、2012年11月に州民投票、賛成多
		数。
ウェストバージニア	×	0
ウィスコンシン	0	0
ワイオミング	×	0

- * 「プロポジション8」と呼ばれる同性婚を禁止する州憲法修正案を、州民投票で可決したもの。この 州憲法修正が合衆国憲法に違反するとして、連邦裁判所に訴えが提起されていた。
- ** 州憲法第2修正とは、「婚姻を異性間のカップルに限定する権限を州立法府が有する」というものである。この意味が、「婚姻は異性間に限るべき」というものであるか否かをめぐる連邦地裁の訴訟では、「立法府は同性婚法を可決する権限を有する」との略式判決が下った(Jackson v. Abercrombie,

884 F. Supp. 2d 1065)。州政府は、これを支持し、上訴を行わなかった。

*** 州政府は、判決まで婚姻許可証の発給を差し止める命令を連邦高裁に求めたが認められなかった。 (出典) 各州議会ウェブサイト等を参照し、井樋三枝子「アメリカの州における同性婚法制定の動向」 『外国の立法』250 号, 2011.12, pp.8-9. http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3382140_po_02500002.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>を筆者により改定。

参考文献 (インターネット情報は 2014年4月18日現在である。)

- ・ Defining Marriage: State Defense of Marriage Laws and Same-Sex Marriage, Mar. 26, 2014.全米州議会議員連盟ウェブサイトhttp://www.ncsl.org/research/human-services/same-sex-marriage-overview.aspx
- Linda Feldmann, "Gay marriage battlegrounds: 9 states to watch," *Christian Science Monitor*, Feb. 13, 2014. http://www.csmonitor.com/USA/Politics/2013/0702/Gay-marriage-battlegrounds-9-states-to-watch/
- Brad Knickerbocker, "Same-sex marriage: Court shoots down yet another state ban," *Christian Science Monitor*, Mar. 22, 2014. http://www.csmonitor.com/USA/Justice/2014/0322/Same-sex-marriage-Court-shoots-down-yet-another-state-ban-video